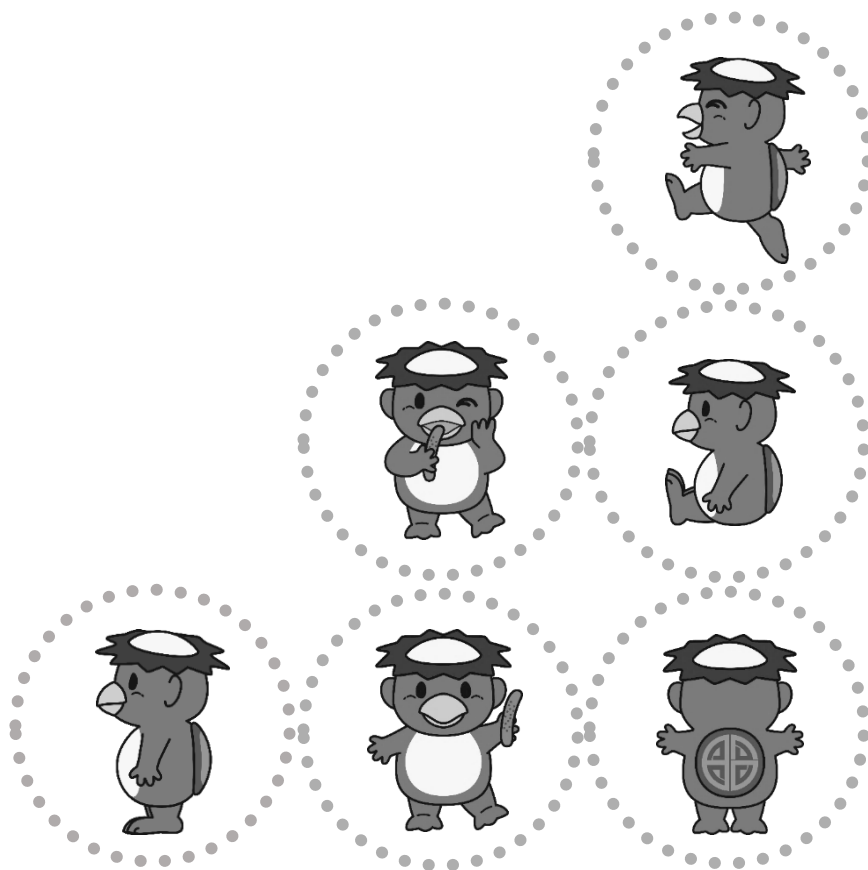


昭島市児童発達支援計画

令和4年度～令和8年度

中間報告書



昭島市公式キャラクター ちかっぽー

令和8年3月

昭島市児童発達支援計画推進委員会

目 次

はじめに	1
1 評価の概要	2
2 基本的な取組の評価	
(1) 早期の気づきと早期対応の充実	2
(2) 学齢期における支援の充実	4
(3) 関係機関との連携体制の構築	6
(4) 保護者への支援体制の整備と充実	8
(5) 要配慮児童を取り巻く環境の整備	10
3 全体評価	11
4 結びに	12
昭島市児童発達支援計画進行管理報告書	13
資料	
資料 1 : 昭島市児童発達支援計画推進委員会評価基準	22
資料 2 : 昭島市児童発達支援計画推進委員会要項	23
資料 3 : 昭島市児童発達支援計画推進委員会委員名簿	24
資料 4 : 昭島市児童発達支援計画推進委員会開催記録	25

はじめに

昭島市では、特別な配慮が必要と思われる子どもが社会で自立できるよう、関係機関や地域との連携、保護者に対する支援、子どもを取り巻く環境の整備など総合的な支援体制を構築し、各ライフステージと児童の特性に応じた適切で継続したサービスの提供を図ることを目的に、令和4年3月に「昭島市児童発達支援計画」(以下、「計画」という。)が策定されました。

本計画は、平成27年度に策定した「昭島市児童発達支援基本計画」、平成28年度に策定した「(仮称)昭島市児童発達支援センター詳細計画」を継ぐ計画となります。

本計画を着実に推進するため、外部評価を実施する機関として、令和7年7月に学識経験者や関係機関の代表者、公募の市民委員を含めた9人の委員により構成される「昭島市児童発達支援計画推進委員会」(以下、「委員会」という。)が設置されました。

本委員会は、令和7年10月から令和8年2月の間に全3回開催し、計画策定から3年間の取組について評価しました。評価の過程においては、取組の是非に留まらず、様々な分野で活躍する委員の知識や経験を十分に活かし、多様な視点からの意見を集約いたしました。また、児童の発達支援については実績の数値等、量的な評価を行うことが難しいという性質を踏まえ、取組の実効性や有用性について具体的かつ質的な評価を行うよう努めました。

ここに委員会の評価を「昭島市児童発達支援計画 中間報告書」(以下、「報告書」という。)として取りまとめましたので、報告いたします。

令和8年度には「児童発達支援計画審議会」において次期計画が策定される予定となっております。この報告書が、日々の取組や次期計画の策定に反映され、児童の発達支援に関して更なる推進の一助となれば幸いです。

令和8年3月

昭島市児童発達支援計画推進委員会
委員長 竹内 康二

1 評価の概要

本計画を着実に推進するため、計画の第5章では、PDCAサイクルに基づく進行管理を行い、計画策定から3年後に外部機関による評価を実施することとしています。

評価を実施するにあたり、事前に各関係課は計画策定から3年間(令和4年度～令和6年度)の実績や取組の効果等について「昭島市児童発達支援計画進行管理報告書」(以下、「進行管理報告書」という。)にまとめました。また、各関係課の職員で構成された「昭島市児童発達支援計画庁内連絡会」(以下、「庁内連絡会」という。)を開催し、今後の方針や課題等について庁内連絡会委員の意見を取りまとめました。

委員会では、進行管理報告書や庁内連絡会の内容に基づき、各事業の実施状況や課題点を確認し、事業ごとに3段階の評価を行いました。評価基準につきましては、報告書22ページ<資料1>に掲載しています。

2 基本的な取組の評価

委員会の評価や各委員の意見を、基本的な取組ごとにまとめました。結果は、以下のとおりです。

(1) 早期の気づきと早期対応の充実

■ 保護者への理解の推進

基本的な取組	事業	評価
保護者への理解の促進	発達障害などに関する啓発事業	B
	地域支援(子育てひろば)	B

児童の保護者に対し、発達障害などの理解を図る啓発活動等の取組について、2事業とも「B(一部見直し)」と評価しました。

世界自閉症啓発デーや発達障害啓発週間に行う啓発活動に関しては、本計画策定以降に開始された新たな取組として評価できます。より良い展示となるよう、内容の工夫に加え、目立ちにくい展示スペースについても検討をお願いします。啓発活動には完成

はありませんが、より伝わりやすい有効な手法を検討し、普及啓発に努めていただくよう、今後の取組に期待します。

また、子育てひろばを心理士等が訪問する地域支援事業においても、開催方法等を工夫することに加え、子育てひろば等に子どもを連れ出すことが難しい方へのアプローチについても、同時に検討をする必要があると思われます。

■ 早期の気づきから早期支援に向けた取組

基本的な取組	事業	評価
早期の気づきから早期支援 に向けた取組	未熟児及び医療的ケア児への支援	A
	新生児聴覚検査事業	A
	乳幼児健康診査事業	A
	乳幼児経過観察健康診査事業	A
	乳幼児発達健康診査事業	A
	経過観察心理相談	A
	グループ支援	A
	地域子育てひろば拠点事業	A
	総合相談	A

児童の発達について、配慮を必要とする状態に早期に気づき、「気になる」という段階からきめ細やかな相談支援を行う取組について、母子保健を中心に事業を展開し、9事業全てを「A(継続)」と評価しました。

乳幼児健康診査の受診率は、例年、高い割合を推移しており、健康診査後のフォローアップとして、心理相談やグループ支援等の事業が充実していることは、保護者の安心感につながる重要な取組と言えます。特にグループ支援については、子どもが親以外の他者と接する貴重な機会であり、言語の習得に困難を抱えやすい2歳児のグループが充実していることも評価できます。引き続き、取組を推進していただくことを希望します。

小学校就学時に支援が途切れることの無いよう、幼保小の連携強化や就学支援シートの提出、アプローチカリキュラム*等の取組も進む中、5歳児健康診査の需要が高まっています。他市での実施方法は様々である為、健診ではどこに重点を置いてスクリーニングを行うかを十分に考慮し、前向きに検討を進めていただくよう期待します。

【アプローチカリキュラム】

小学校以降の教育との接続を確かなものとするために、各自治体において進められている取組のひとつ。小学校の先取りの教育ではなく、小学校以降の教育を見通しながら、その基盤となる資質・能力を育成していくことを踏まえて教育活動を実施するためのカリキュラム。

■ 教育・保育施設における支援の充実

基本的な取組	事業	評価
教育・保育施設における支援の充実	巡回相談事業	A
	医療的ケア児への支援	A

幼稚園や保育園など、児童の集団生活に携わる施設への支援について、2事業とも「A(継続)」と評価しました。

巡回相談事業は多くの園が活用しており、心理士からの助言を受けて現場の保育に反映させることができている為、今後も継続的な実施を希望します。

医療的ケア児の保育園での受け入れについては、受け入れが徐々に増加しているという社会的背景も影響し、保護者のニーズが高まっています。これまでの取組を継続すると同時に、園側が苦慮することの多い看護師の手配についても、市には柔軟な対応を求めます。

(2) 学齢期における支援の充実

■ 就学後における早期の気づきと支援

基本的な取組	事業	評価
就学後における早期の気づきと支援	巡回相談事業（再掲）	A
	総合相談（再掲）	A

幼児期には発達に関して特に気になる様子がなくても、就学後に支援が必要となる児童生徒も一定数おります。そのような児童生徒に対し、早期の気づきから支援につなげる取組について、2事業とも「A(継続)」と評価しました。

巡回相談事業では、心理士が児童の見立てや支援について助言を行うことで、学校での指導や学童クラブでの関わり方の一助となっています。児童生徒の支援だけでなく、教職員や支援員の力にもなっていることから、今後とも継続して実施を希望します。

委員より、本計画では臨床心理士や公認心理師等、心理職の活躍が目覚ましいとの意見が寄せられました。今後も市には心理職の人員体制を整備していただき、地域支援に寄与されることを期待します。

■ 昭島市における特別支援教育の推進

基本的な取組	内 容	評 価
昭島市における特別支援教育の推進	「第3次昭島市特別支援教育推進計画」に基づく推進	A

特別支援教育については、昭島市総合基本計画の分野別計画である「昭島市特別支援教育推進計画」に基づき推進されています。引き続き、「昭島市特別支援教育推進計画」と本計画の整合性が図られ、各関係課が連携のもと、取組を推進されることを期待します。

■ 継続した相談体制の構築と情報の共有化

基本的な取組	事 業	評 価
継続した相談体制の構築と情報の共有化	子育てサポートファイルの推進	A
	相談支援事業	A
	計画相談支援	A

小学校就学等、ライフステージの切れ目に支援が途切れることなく引き継がれる体制の構築について、3事業全てを「A(継続)」と評価しました。

子育てサポートファイルは昭島市独自のものを作成されており、子どもの成長に沿って関わる人や機関の経過をみるができる為、取組に関しては高く評価します。配布数が少ないことについても、必要とされる方に配布ができている状況であれば、課題と捉える必要はないと考えます。必要な方にファイルの存在が周知され、児童の成長を支える1つのアイテムとして活用されるよう、今後もあらゆる場面で、積極的な周知と活用の推進に努めていただきますよう願います。

相談支援事業について、市内の相談支援事業所は、相談対応がどこもひっ迫している状況です。相談支援事業所を利用せず、セルフプラン*を立てる方もいらっしゃいます。必要な方が漏れなく計画相談支援を利用することができるよう、市はセルフプランの利用状況等の把握に努め、事業の継続を願います。

【セルフプラン】

障害福祉サービス等を利用する障害者(児)の生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の内容を具体的にプラン化して、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために、サービス利用者や家族、支援者が作成する計画。計画には、サービス利用者の希望する生活を実現するために必要となるサービスが記載される。

(3) 関係機関との連携体制の構築

■ 連携体制の構築

基本的な取組	事業	評価
連携体制の構築	子育てサポートファイルの推進（再掲）	A
	(仮称)地域連携会議への支援	B

関係機関相互の連携による支援体制の構築について、「A(継続)」が1事業、「B(一部見直し)」が1事業と評価しました。

市は、様々な事業を通して市内の児童発達支援センターと連携を図っており、本計画を基に令和6年度から「子ども発達地域連携会議」を開催したことは、新たな取組であり重要な一歩と言えます。連携の深まりから一部成果もみられておりますが、会議の内容は模索の段階とのことで、今後も検討を継続するよう願います。会議の開催にあたっては、関係機関の責任者のみで検討を行うのではなく、日頃から児童の支援に携わる現場の職員にも、会議の成果が反映されることを強く求めます。

■ 個別支援会議の開催

基本的な取組	事業	評価
個別支援会議の開催	個別支援会議の開催	C

個別支援会議の開催について、実績によると、本計画に記載された個別支援会議をケースワークの中で実施される機会は少ないとの報告であり、評価は「C(見直し)」としました。

実際は、課題が児童の発達に限られる場合、会議が開催されることは少なく、発達の課題に加え家庭環境や養育者の課題が大きい場合は、要保護児童対策地域協議会の括りで行われることが多いようです。

保護者の同意に関しては、家庭や養育者の課題が大きい程、同意を得ることはより困難となりますが、一方で、同意が得られるとその後の支援がスムーズに進むことも多いため、市には保護者の同意を得るために、根気強く働きかけることを願います。

また、課題が児童の発達に限られる場合においても、会議という形式ではなく、保護者の同意を得て情報共有や連携を密に行う必要はあります。情報連携や会議の在り方について、次期計画の策定時に十分に検討していただくよう提案します。

■ 社会的・職業的自立の促進

基本的な取組	事業	評価
社会的・職業的自立の促進	子育てサポートファイルの推進（再掲）	A
	ひきこもりなどに関する支援	B

中学校卒業後、高等学校進学や就労に向けた相談支援の充実を図る取組について、「A(継続)」が1事業、「B(一部見直し)」が1事業と評価しました。

ひきこもり相談件数のうち、本計画が対象としている18歳未満の人数は、年1人(実数)との報告でした。また、ひきこもり相談窓口とは別に、教育委員会には高校生の不登校の相談も寄せられていることから、福祉と教育の連携が重要であると考えます。成人のひきこもりの方の過去を遡ると、学齢期の頃より不登校等を経験し、うまく支援につながらなかった方が多くいます。身近な支援者が、早い段階から、いかにして支援につながるができるかが非常に重要です。

ひきこもりの若年層について、不登校児への対応も含め、もう一步踏み込んだアプローチを期待します。

■ 就労に向けての連携

基本的な取組	事業	評価
就労に向けての連携	障害者就労支援事業	B
	就労移行支援	B
	就労継続支援(A型・雇车型)	B
	就労継続支援(B型・非雇车型)	B
	就労定着支援	B

要配慮児童の社会的な自立に向けて、一般就労及び福祉的就労へつなぐ取組について、5事業全てを「B(一部見直し)」と評価しました。

就労に関する障害福祉サービスは、利用者が増加している事業も多く、報告のとおり取組の効果もみられると考えられます。評価を「B」とした理由は、障害福祉サービスの対象は18歳以上を想定している為、本計画の対象者と合致しないことが挙げられます。サービスは継続して実施すると同時に、18歳未満への就労支援について、施策の視点を変えて検討をお願いしたく、期待を込めて「B」としました。

特別支援学級に在籍する児童の保護者は、小学校在学中から就労に関する不安を抱えています。就労に関する情報は、小学校の段階から様々な媒体や手段によって保護者へ提供していくことが重要です。また、教職員においても、就労に関する知識を深め、学校を卒業した後のイメージを持って指導にあたるのが望まれます。

就労支援の事業内容や事業所について、18歳未満の児童の保護者や支援者が見聞きする機会は多くはありません。子ども発達地域連携会議などの場を活用することも、一つの手かもしれません。就労に関する情報提供や周知啓発について、今後の積極的な取組の推進を希望します。

(4) 保護者への支援体制の整備と充実

■ 相談体制の充実と支援の周知

基本的な取組	事業	評価
相談体制の充実と支援の周知	教育・発達総合相談	A
	子育てサポートファイルの推進（再掲）	A
	就学支援シートの充実	B
	要配慮児童一時預かり事業	B
	親子発達支援事業	A
	児童発達支援	A
	放課後等デイサービス	A

児童の発達について不安や悩みを抱える保護者への支援について、「A(継続)」が5事業、「B(一部見直し)」が2事業と評価しました。

教育・発達総合相談について、福祉と教育が連携を図り相談窓口を運営されていることは、大変良い取組であると評価します。児童発達支援センターも同敷地内にあり、令和7年度には母子保健係もアキシマエンス内に移転となったことから、更なる連携の輪が広がることを期待します。

就学支援シートについては、積極的に提出する保護者が増えています。就学支援シートの有効性を高め、シートの活用がより充実するよう、学校側から教育・保育施設へのフィードバックを強化し、幼保小の連携がさらに充実されることを求めます。

要配慮児童一時預かり事業について、利用者が年々減少している理由としては、児童発達支援と保育園を併用して通う児童が増加したことが背景としてあるようです。また、医療的ケア児の受け入れについても、今後ニーズが高まる可能性が考えられます。児童や保護者のニーズに即した事業となるよう、内容の見直しも含め、引き続き検討を願います。

親子発達支援事業は、身近な場所で早期に支援を開始できるという利点があります。近年は、医療機関の受診や受給者証の取得に大変時間がかかることから、本事業をより一層充実していただきたいと希望します。親子で参加するという特徴を活かし、保護者

には子どもへの声掛けや関わり方、それによる変化を学んでもらう機会としていただきたいと思います。

障害児通所支援サービスについては、利用者が右肩上がりに増加しており、市内の障害児通所支援事業所はどこも空きの少ない状況です。特に、医療的ケア児を受け入れる事業所は近隣でも少なく、何か所かの事業所を掛け持ちで利用される方もいます。また、保育所等訪問支援については本計画に記載はありませんが、市内事業所での実績がなく、支援の有用性が教育・保育施設、学校の職員等に十分に理解されていないことも課題であると考えます。学校教育と福祉部門が相互に理解し合い、保育所等訪問支援が市内で少しずつ浸透することを願います。

■ 保護者相互の交流の促進

基本的な取組	事業	評価
保護者相互の交流の促進	サロンの開催	B

児童の発達について不安や悩みを抱える保護者同士が交流できる場を確保するサロン事業について、評価は「B(一部見直し)」としました。

市内連絡会では市民団体との連携も検討されましたが、子どもに関する市民団体は、次々に開かれては短期間で閉じるという特徴があり、把握することさえ難しい状況です。参加者が入れ替わっても常にサロンが継続される体制が望ましく、公的な機関が実施することが有効と言えます。参加者数についても、必要な方が参加できていれば、無理に増やす必要はありません。

事業の名称に関しては、より参加しやすい雰囲気となる名称に見直していただきたいと思います。



(5) 要配慮児童を取り巻く環境の整備

■ 理解・啓発

基本的な取組	事業	評価
理解・啓発	特別支援教育・児童の発達支援に関する講演会	B
	発達障害などに関する啓発事業（再掲）	B

発達障害について、社会一般に対する理解・啓発を推進する取組について、2事業とも「B(一部見直し)」と評価しました。

講演会については、参加者も多く、好評であるとの報告の為、期間限定でのアーカイブ配信を希望します。時間が限定されてしまうと、仕事等で参加することができない場合もあります。講師の許可も必須となりますが、より多くの方が参加できるための創意工夫を期待します。

■ 人材育成

基本的な取組	事業	評価
人材育成	障害児通所支援事業所との情報共有体制の構築	A
	機関の職員に対する研修	A
	特別支援学級での研修	A
	巡回相談事業（再掲）	A

特別な配慮を必要とする児童が年々増える中、支援者側も児童への接し方や保護者の対応に困り感を抱えるケースが増加しています。地域の支援者を支える取組について、4事業とも「A(継続)」と評価しました。

実績報告によると、保育園や学校、事業所などでは、関係課と協力して研修会を開催し、大学教授を招聘するなどの活動により、支援者支援や人材育成の取組が実施されていることが分かりました。発達支援や障害に対する捉え方を学び、日頃の支援を見直すよい機会となっているようです。今後も継続して実施されることを願います。

3 全体評価

計画に記載のある全 43 事業(再掲事業を含む)の評価は、「A(継続)」は 28 事業、「B(一部見直し)」は 14 事業、「C(見直し)」は 1 事業という結果でした。

基本目標	評価 A	評価 B	評価 C
早期の気づきと早期対応の充実	11	2	0
学齢期における支援の充実	6	0	0
関係機関との連携体制の構築	2	7	1
保護者への支援体制の整備と充実	5	3	0
要配慮児童を取り巻く環境の整備	4	2	0
合 計	28	14	1

令和4年3月に本計画が策定され、子ども発達地域連携会議やサロン事業、普及啓発の取組等、計画を基に新規に開始された事業もあることから、計画が着実に進められていることを確認できました。新規事業の内容に関しては未だ発展途上と思われませんが、これからの積極的な取組に期待します。計画策定前からの既存の事業についても、取組について一定の効果がみられており、関係課は課題の把握に努め、解決に向けての方針が明確である事業が多くみられたことを評価します。

一方で、個別支援会議の実施や18歳未満の就労支援等については、既存の取組は継続しつつも、本計画の基本理念を前提に目的や内容を見直し、次期計画に反映させていく必要があると言えます。

また、5歳児健康診査の実施や不登校児の増加等、本計画には記載のない課題に関しても、ここ数年の社会的背景やニーズの変化、国の制度改正等の情勢を見極める必要があります。また、これらに対して、他自治体の取組の状況を収集し、昭島市の地域特性等を踏まえた柔軟な対応を検討していただきますようお願いします。

4 結びに

本計画策定から3年が経過し、これまで様々な社会情勢の変化がありました。この3年間はアフターコロナの時期にあたり、子どもたちの園や学校での生活状況、保護者の働き方、社会とのつながりの変化や急速なデジタル化など、子どもを取り巻く環境も大きく変化していきました。児童の発達支援に関しても、これらの社会変化を十分に考慮し、現状に即した相談支援体制となるよう、今後も継続的に見直し改善を図る必要があります。

昭島市は、計画策定以前より、未就学児の発達相談を専門とする部署が配置され、教育部門と福祉部門が一体となった相談窓口を設置し、小学校就学前後の支援の充実が図られています。また、同敷地内に児童発達支援センターも設置され、相談支援から地域支援、啓発などの多様な場面で連携や協働が図りやすい環境となっています。令和6年度には、児童福祉と母子保健の組織が一体となり、子育てに困難を抱える家庭に対して切れ目なく支援を行う「こども家庭センター」が設置されました。令和7年には、母子保健係がアキシマエンスに移転し、こども家庭センターと特別支援教育の機能がアキシマエンス内に集約され、同施設内で発達に関する包括的な支援を行うことが可能となっています。

これまでの取組で蓄積された昭島市の強みを存分に活かし、計画のより一層の推進が図られることで、【要配慮児童が地域の一員として自立することを支援する】という本計画の基本理念が、着実に一歩ずつ実現されますことを願っています。



昭島市児童発達支援計画進行管理報告書

昭島市児童発達支援計画進行管理報告書

基本理念		要配慮児童が地域の一員として自立することを支援する									
基本目標											
(1) 早期の気づきと早期対応の充実											
基本的な取組	事業	内容	関係課	令和4～6年度の実績	取組の効果	今後の方針・課題等	庁内委員コメント	委員会の評価	推進委員会の意見		
保護者への理解の促進	発達障害などに関する啓発事業	動画配信、パンフレット、広報、SNS*など、様々な媒体を通じ、発達障害などに関する知識を広めます。	こども家庭センター	令和5年度より毎年4/2の世界自閉症啓発デー、4/2～4/8の発達障害啓発週間に合わせて、アキシマエンスにてパネル展やアキシマクジラブルーライトアップ等を実施し、発達障害に関する啓発を推進している。また、教育・発達総合相談を紹介する動画を配信する等、発達支援に関する事業について広報やSNS等で広く周知を図った。	様々な機会を捉え啓発活動を行うことで、相談窓口が市民に徐々に周知されており、発達相談の相談件数は年々増加している。	引き続き、児童の発達支援に関心の低い層への理解を促すため、様々な媒体を通じて啓発活動を実施していく。	・子育てひろば利用者は、初めて同年齢他児との違いに気付き、発達の違いを心配する方がいる。専門職である心理士が巡回し話を聞いてもらえることは安心につながる。 ・一方、家に籠りがちで発達の心配をした方がよい方に限ってひろばの利用がない。 ・発達支援に関心の低い層への啓発を推進する必要がある。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・世界自閉症啓発デーのパネル展をもう少し参加型にしてはどうか。誰が何人くらい見ているか把握する必要がある。アキシマエンス内のパネル展の場所があまり目立たないため寂しい。 ・人それぞれ情報の取り入れ方が異なるため、発信する側が大変と思うが、様々な方法でアピールすることは必要である。 ・啓発活動には完成はないが、より伝わりやすい方法をできることから検討してほしい。 ・子育てひろばの相談については、参加された方の半が相談しており、それだけニーズがあるということだろう。地道な活動だが、間口を広げる意味では素晴らしい。 ・今は共働きが普通であり、平日のみの実施では参加できない方もいることを念頭に置いて欲しい。土曜日開催等をお願いしたい。 ・人に迷惑をかけるのではないかと、走って怪我をするのではないかと心配し、子どもを外に連れ出せない方もいる。そういった方も安心して足を運べるような呼びかけや配慮をしていく必要がある。 		
	地域支援(子育てひろば)	児童の発達の特性について多様な考え方をもち、評価的、短絡的な見方をせず、発達に関する知識を広めるとともに、発達について気になることがある場合に、早期に相談につながるよう、公認心理師・臨床心理士などがひろばに赴き啓発を行います。	こども家庭センター	【参加者数等】 R4 参加者：141組 相談件数：69件 R5 参加者：155組 相談件数：63件 R6 参加者：106組 相談件数：64件 市内7カ所の子育てひろばと児童センターに、年3回心理士等が訪問し、発達に関する紙芝居の読み聞かせ等を行い、発達や子育てに関する相談に応じている。	子育てひろばを心理士等が訪問し、その場で相談に応じることで、発達相談の申込に至ったケースもあり、早期支援につながっている。	開催場所や季節により各回の参加者数にばらつきがみられるため、開催日時や周知方法を検討していく必要がある。		B			
早期の気づきから早期の支援に向けた取組	未熟児及び医療的ケア児への支援	未熟児や医療的ケアが必要な乳幼児に対し、自宅での生活を送るにあたり、必要な地域支援体制の整備と連携を行います。	こども家庭センター	未熟児や医療的ケアが必要なお子さんがいる家庭については地区担当保健師が個別支援を行っている。また、早産等による低出生体重児や未熟児がいる家庭の心理的な負担を軽減するため、令和5年3月に「あきしまリトルベビーハンドブック」を作成し、対象家庭に配付している。	関係機関と連携を図りながら継続した相談支援を行うことが、地域での安心安全な生活の一助となっている。	引き続ききめ細やかな継続した相談支援を行い、地域支援体制の整備に努めていく。		A	<ul style="list-style-type: none"> ・リトルベビーハンドブックについて、昭島市独自のものを作成している取組が素晴らしい。 		
	新生児聴覚検査事業	聴覚障害の早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児(生後50日に達する日まで)を対象として、実施医療機関などで行なわれる検査費用の一部を助成します。	こども家庭センター	【検査受検人数等】 R4 検査受検人数：682件 精密検査対象者：5件(うち、一側性難聴2件) R5 検査受検人数：661件 精密検査対象者：3件 R6 検査受検人数：638件 精密検査：5件(うち一側性難聴1件・両側難聴1件)	例年、精密検査対象者が一定数おり、検査費用の一部助成が聴覚障害の早期発見・早期療育につながっている。	少数ではあるが未受検の方がいるため、引き続き受診勧奨に努めるとともに、母子保健事業を通してその後の経過を確認していく。	・令和6年度に母子保健・児童福祉の両部門の組織が一体化し、令和7年度に両機能をアキシマエンスに集約し「こども家庭センター」の本格稼働を開始した。 ・発達健康診査やグループ支援においては、母子保健と児童福祉の連携・協働により、早期支援の開始と保護者支援の充実を図っていく。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・未熟児は医療に繋がる方が多いが、お母さんたちは栄養面を心配している。1日3回食事を摂らなければいけないが、未熟児は摂取量少なく、指標もない。このような取組でフォローされると良い。 ・乳幼児の健診などで障害が疑われた時、親御さんの受け止めや障害の受容は非常にデリケートなこと。保護者の心理的なフォローとして、心理士が保護者に寄り添い、具体的にどう対応していくか相談に応じる心理相談事業は重要である。 ・グループ支援について、子どもが親以外の他者と接する機会があるのは良いこと。継続的な実施が望まれる。子どもの言葉の課題が明確になる2歳児の教室の回数が多いことも評価できる。 		
	乳幼児健康診査事業	3～4か月児健康診査、6～7か月・9～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査事業を実施し、疾病の早期発見・療育に結びつけるとともに、乳幼児の健全育成、保護者の育児不安の解消を図ります。	こども家庭センター	【受診率】 3～4か月児健診 R4:98.1% R5:99.9% R6:95.4% 6～7か月児健診 R4:91.5% R5:101.2% R6:90.6% 9～10か月児健診 R4:91.9% R5:101.0% R6:90.9% 1歳6か月児(内科)健診 R4:94.9% R5:95.0% R6:95.4% 3歳児健診 R4:98.8% R5:99% R6:99.8%	例年、健診受診率は高い割合を推移しており、疾病の早期発見や保護者の育児不安の解消につながっている。	引き続き、未受診者も含めた対象児全数の状況確認に努めていく。		A	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳児健康診査は年齢で2歳児の時に実施するため、3歳児健康診査が終わると就学時健康診査まで健診の無い期間が長い。 ・市では健診の無い期間について、保護者からの発達相談(教育・発達総合相談)を充実させることで対応してきた。 		
	乳幼児経過観察健康診査事業	一般健診の結果、要経過観察と判断された乳幼児について、定期的に健診を行い、その健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努めます。	こども家庭センター	【受診者数等】 R4 受診者数：78人 初診者有所見率：30.9% R5 受診者数：43人 初診者有所見率：34.3% R6 受診者数：56人 初診者有所見率：44.2%	疾病の早期発見に努めることができている。	引き続き定期的に健診を行い、異常の早期発見に努めていく。		A	<ul style="list-style-type: none"> ・5歳児健康診査についてはいろんな方法がある。何をスクリーニングするかが重要。 ・医療に罹る児童の中には、いわゆる不器用児、DCDと言われる子どもの群がいる。こういう子どもが医療機関の受診に関わらず支援を受けられることが望ましい。検討してほしい。 		
	乳幼児発達健康診査事業	乳幼児健康診査などの結果、運動発達遅滞・精神発達遅滞・発達障害などが疑われる乳幼児に対して、小児神経学の専門医が、発達に重点をおいた健診を行い、障害の早期発見・早期療育を図ります。	こども家庭センター	【受診者数等】 R4 受診者数：99人 初診者有所見率97.8% R5 受診者数：98人 初診者有所見率89.8% R6 受診者数：108人 初診者有所見率100.0%	発達障害などの早期発見につながり、受診後も継続した相談支援を行うことで保護者の不安軽減につながっている。	引き続き、発達障害などの早期発見、早期療育に努めていく。		A	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園や保育所においても小学校との連携が深まっている。学校の先生方が幼稚園・保育園に向き情報交換を行ったり、支援シートの提出も増えている。アプローチプログラムも実践している。現状、市でできていない対応等を整理し、医師会等の関係機関との調整も含め実施に向けた検討を行っている。 		
	経過観察心理相談	健康診査事業などから、乳幼児の心理面や発達の相談、日常生活習慣などの相談を実施し、必要な場合、乳幼児発達健康診査につながります。	こども家庭センター	【経過観察心理相談(3歳児健診・経過観察)利用者数(実数)】 R4 164人 R5 151人 R6 157人	健診事業から乳幼児の心理面や保護者の発達の悩みに寄り添い、対応できている。	健診事業以外でも育児SOS相談で相談できる体制を整え、引き続き、きめ細やかな相談支援を行っている。		A	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の就学相談に関しては、最近は早めに繋がる方が増えている。1学期の段階から支援学級への体験などの申込が来ている。一方、入学して以降に支援が必要と思われるお子さんも多々いる。4～5歳の時期のスクリーニングや5歳児健康診査等は、前向きに検討する方向性が見えているので、是非進めていただきたい。 		
	グループ支援	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査で発達の相談があった親子に対して、小集団で発達を促す遊びの体験を与之経過を観察します。また保護者と乳幼児の発達課題の共有を図りながら、保護者の不安への支援も同時に行います。	こども家庭センター	【すくすくキッズ 参加者数】 R4 実数：児15人 親15人 延数：児51人 親53人 R5 実数：児12人 親12人 延数：児51人 親44人 R6 実数：児12人 親11人 延数：児43人 親39人 グループ参加と併行して、卒業に向けての評価や方向性の検討を行い、児童発達支援が行っている支援グループ、発達健診などにつながっている。	設定遊びや他児との関わり、母子分離等、自宅では経験できないような体験を通して発達の伸びを確認でき、保護者の不安への支援にもつながった。	令和7年度より児童発達支援係が実施している親子発達支援事業に統合予定である。統合後も、これまで母子保健係が行ってきたグループ支援の要素が引き継がれるように努めていく。		A			

昭島市児童発達支援計画進行管理報告書

基本理念		要配慮児童が地域の一人として自立することを支援する							
基本目標		(1) 早期の気づきと早期対応の充実							
基本的な取組	事業	内容	関係課	令和4～6年度の実績	取組の効果	今後の方針・課題等	庁内委員コメント	委員会の評価	推進委員会の意見
早期の気づきから早期の支援に向けた取組	地域子育てひろば拠点事業	身近な地域に乳幼児を持つ親とその児童が気軽に集い、育児相談を行う場を設置し、児童の健やかな育成及び子育てで世帯の福祉の向上を図ります。	子ども育成支援課	【利用者数等】 R4 利用者：28,981人 相談件数：5,646件 R5 利用者：34,699人 相談件数：3,774件 R6 利用者：31,973人 相談件数：2,827件 市内7か所に子育てひろばを開所し、多くの方にご利用いただく中で、児童発達支援関係の心理士等による巡回相談を実施した。	身近な場所で心理士等に相談ができる機会を設けることは、身構えることもなく、子育て支援には有効である。	子どもの発育段階に不安を抱える方もいるため、引き続き、関係機関と連携して保護者の不安に寄り添っていく。	・総合相談では、18歳未満の養育・虐待相談に対応している。養育困難ケースの相談が増加しており、児童の発達に課題があると思われる場合はアキシマエンス内の児童発達支援係・特別支援教育係につなげるなど、早期対応が図られている。	A	・地域子育てひろば拠点事業については、かなり多くの利用者がいることが分かる。相談件数の推移に関しては、コロナ禍で他者との関わりが減り、言葉や発語が少ないと心配されている保護者が沢山いた。コミュニケーションが取れないと心配する保護者が多かったのではないかと考えられる。
	総合相談	子ども家庭支援センターが実施する総合相談内で、児童の発達に関する課題があると思われる場合に、保護者の気づきを促すと共に適切な相談先と連携します。	子ども家庭センター	子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口として、18歳未満の児童や子育てに関する保護者からの相談に応じるほか、学校等、様々な関係機関との様々な連携を担っている。 相談や支援の中で、児童の発達に課題があると思われる場合は適切な相談先に支援をつなげる等の対応をしている。	児童発達支援係や特別支援教育係など、発達に関する専門窓口へ支援をつなげるなど、早期対応が図られている。	引き続き児童や家庭の相談に応じる中で、課題の整理や必要な支援機関との連携を図っていく。			
教育・保育施設における支援の充実	巡回相談事業	公認心理師・臨床心理士などが、児童の支援を実施する機関の相談を受け、その課題に即して、発達の観点からのアセスメントと、関わり方や環境設定について助言を行います。	子ども家庭センター	【相談施設数等】 R4 延べ相談施設数：55件 相談件数：303件 R5 延べ相談施設数：57件 相談件数：240件 R6 延べ相談施設数：64件 相談件数：314件 教育・保育施設巡回相談事業は園からの希望を調査し、最大年3回実施しているが、利用する施設は年々増加傾向にある。	巡回相談を希望する教育・保育施設は増加しており、地域の支援者に対して発達支援に関する理解の促進と知識の普及を行うことができている。	施設により、実施回数や方法に差があるため、事業の目的を説明するとともに、施設のニーズに沿った巡回相談の方法を検討していく。	・市では、保護者からの相談を「教育・発達総合相談」、教育・保育施設からの相談を「巡回相談事業」で対応している。 ・医療的ケアの必要な児童がどの程度いるか、全教を把握している機関がない。出生時は母子保健で確認できるが、病気で新たにケアが必要となった児童の把握は母子保健では困難。 ・保育所等の医療的ケア児の受け入れは整備が進んでおり、今後は教育部門での整備を検討する必要がある。	A	・巡回相談事業は、幼稚園や保育所の現場において非常に助かっている。回数を増やして欲しいという思いもあるが、多くの園が利用しているの難しいことが承知している。 ・心理士からの意見を受けて現場の保育に反映することができている。是非、継続してほしい。 ・医療的ケア児を保育園で受け入れるにあたり、非常勤看護師の手配について、市には柔軟に対応してほしい。苦勞して看護師を採用しても、医療的ケア児の利用者がいなくなると採用止めとなる。実際に園での医療行為は1日のうち20～30分のみだが、児童がいる時間帯は常駐していなければならない。 ・医療的ケア児の保育園での受け入れが増えた背景としては、新生児医療の発展で助かる児童が増えたことである。また、これまででは重度の障害のある児童の親御さんは仕事を辞めざるを得なかったが、保育園での受け入れが増えてくる中で、重心通所や児童発達支援等ではなく保育園を希望される親御さんが増えてきたと考えられる。受け入れが増えたからこそニーズも増えたところがあるのではないかと。今後も受け入れの推進に期待する。
	医療的ケア児への支援	保育所などにおいて、医療的ケア児の受け入れが可能となるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。	子ども育成支援課	【実施施設数等】 R4 実施施設：2園 受入児童数：3名 R5 実施施設：4園 受入児童数：5名 R6 実施施設：4園 受入児童数：6名 実施施設と年3回の情報交換会や研修を実施、質の向上や受入要件の緩和など協議を実施した。	医療的ケアの必要なお子さんの入所相談を丁寧に実施し、受入の確保をすることで、保護者の就労と育児の両立を図ることができた。	今後も継続し、医療的ケア児の受け入れの整備を行っていく。			

昭島市児童発達支援計画進行管理報告書

基本理念		要配慮児童が地域の一員として自立することを支援する								
基本目標		(2) 学齢期における支援の充実								
基本的な取組	事業	内容	関係課	令和4～6年度の実績	取組の効果	今後の方針・課題等	庁内委員コメント	委員会の評価	推進委員会の意見	
就学後における 早期の気づきと 支援	巡回相談事業 (再掲)	公認心理師・臨床心理士などが、児童の支援を実施する機関の相談を受け、その課題に即して、発達の見点からのアセスメントと、関わり方や環境設定について助言を行います。	こども家庭センター	【相談施設数等】 R4 延べ相談施設数：63件 相談件数：249件 R5 延べ相談施設数：63件 相談件数：222件 R6 延べ相談施設数：72件 相談件数：224件 市内全ての学童クラブで心理士等が年3回訪問し、巡回相談を実施した。	市内全ての学童クラブで実施することで、支援の質の向上と均質化に貢献できている。また、年に数回、同じ心理士が巡回するため、変化を共有し、支援の質を深めることができる。	発達課題に加え、家庭の事情や二次障害等、複雑困難化するケースの相談が増加しており、SV等の活用により相談員のスキルアップを図る必要がある。	市内小・中学校の巡回相談事業の相談件数は年々増加している。新学期が始まってすぐの利用は少なく、様子を見てから申し込む場合、年内に相談が完結しない事もある。 ・学童クラブの巡回相談事業は児童福祉部門で実施している。全学童クラブに巡回できていることが強みである。	A	・学童クラブにおいても巡回相談は非常に助かっている。保育園からそのまま学童にあがる児童がいるが、保育園では目立たなくても学童で目立ってくる子もいる。 ・学校でも巡回相談にはお世話になっている。件数としてはもっと多いのではと思った。年度初めの利用が少ないのは、1学期は様子を見て、夏休みの面談で保護者の了承を得てから巡回相談に繋いでいる為である。そこから支援教室や支援学級に繋がっている。 ・心理士の活躍する事業が多い。これ以上の取組に限界があるのでは。人員体制や心理士のフォロー体制なども重要だろう。	
	総合相談 (再掲)	子ども家庭支援センターが実施する総合相談内で、児童の発達に関する課題があると思われる場合に、保護者の気づきを促すと共に適切な相談先と連携します。	こども家庭センター	(再掲) 子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口として、18歳未満の児童や子育てに関する保護者からの相談に応じるほか、学校等、様々な関係機関との様々な連携を担っている。 相談や支援の中で、児童の発達に課題があると思われる場合は適切な相談先に支援をつなげる等の対応をしている。	児童発達支援係や特別支援教育係など、発達に関する専門窓口で支援をつなげるなど、早期対応が図られている。	引き続き児童や家庭の相談に応じる中で、課題の整理や必要な支援機関との連携を図っていく。		A		
昭島市における 特別支援教育の 推進		「第3次昭島市特別支援教育推進計画」に基づく推進	指導課	「第3次昭島市特別支援教育推進計画」に基づき特別支援教育を推進する中で、小学校自閉症・情緒障害固定学級開設及び中学校特別支援教室増設準備を行った。	設置当該校以外の学校への理解啓発につながった。	令和7年度より「第4次昭島市特別支援教育推進計画」をもとに、推進していく。	・令和6年度に田中小学校わかば学級（自閉症・情緒障害固定学級）を開設。令和7年度は10名を2クラスで指導しており、今後増える見込みである。学級の配置、教員の専門性の向上等が課題。 ・令和8年度に中学校特別支援教室の増設を予定している。	A	・「第4次昭島市特別支援教育推進計画」を基に、特別支援教育を着実に推進してもらいたい。	
継続した相談体制の構築と情報の共有化	子育てサポート ファイルの推進	要配慮児童の発達の様子やこれまで受けてきた支援の情報を記録し、ライフステージの変わり目に児童の支援情報が途切れることなく引き継がれ、関係機関が情報を共有し連携を図ることにより、要配慮児童と保護者が適切に継続した支援を受けられることを目的に保護者の希望により作成します。	こども家庭センター	【配布数】 R4：35冊 R5：44冊 R6：43冊 令和3年3月に配布を開始し、令和6年8月に内容を一部改正した。教育・発達総合相談の利用者を中心に配布し、利用を勧めている。	未就学児へ配布する割合が多く、子育てサポートファイルを長く活用してもらうことができている。	子育てサポートファイルが市民にどの程度活用されているかが不明な状況である。また、相談場面で活用されることが少なく、市民だけでなく関係機関の支援者にも利用方法の丁寧な周知が必要である。	・子育てサポートファイルは保護者を通じた情報の共有と支援の継続に有効だが、現状は市民に十分に活用されておらず周知に課題がある。 ・相談場面や講演会等のイベントの際に配布をしているが、年間配布数も少ない。配布がアキシマエンス1カ所に限られるため、配布場所の見直しの必要がある。 ・障害児通所支援サービスの利用が増加している影響もあり、障害児相談支援事業の利用者数も増加している。	A	・子育てサポートファイルについて、内容としてはとても良い。子どもの人生に沿って縦軸と横軸で関わる人の経過がみられる。このファイルは必要とされる人が使うものであり、配布が少ないから課題という訳ではないだろう。 ・ファイルの存在を知ってもらう必要はあり、周知が重要である。知っている方がファイルを活用され、子どもが成長する上での1つのアイテムとなれば良い。 ・相談支援事業は、地域の障害のある方にとってなくてはならない事業。 ・計画相談支援について、市内の相談支援事業所を利用せずにセルフプランを立てる方もいる。事業所はどのも逼迫している状況。セルフプランの件数や割合を市は把握する必要がある。	
	相談支援事業	障害のある方やその家族からの相談に応じ、自立した日常生活や社会生活の促進を図るため、市及び3カ所の相談支援事業所が連携し、情報提供や権利擁護の対応など、必要な支援を行います。	障害福祉課	【一般相談支援事業所 事業所数】 R4 3カ所 R5 3カ所 R6 3カ所	適切な支援を図るため、相談支援事業者と連携し、相談支援体制の充実に努めた。	障害のある方が安心して地域生活を送ることができるように、市の窓口や相談支援事業所等において、情報提供に努めるとともに、自らの選択によりサービスを利用することができるように支援していく。		A		
	計画相談支援	障害のある方が障害福祉サービスや障害児通所支援サービスを利用する際に、計画性を持って適切なサービスを受けられるように、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を行います。	障害福祉課	【障害児相談支援 利用人数（1月当たり）】 R4 67人 R5 67人 R6 76人	1月当たりの障害児相談支援の利用人数は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれる。	引き続き、適切な支援を図るため、相談支援事業者と連携し、相談支援体制の充実に努める。		A		

昭島市児童発達支援計画進行管理報告書

基本理念		要配慮児童が地域の一員として自立することを支援する									
基本目標											
(3) 関係機関との連携体制の構築											
基本的な取組	事業	内容	関係課	令和4～6年度の実績	取組の効果	今後の方針・課題等	庁内委員コメント	委員会の評価	推進委員会の意見		
連携体制の構築	子育てサポートファイルの推進(再掲)	要配慮児童の発達の様子やこれまで受けてきた支援の情報を記録し、ライフステージの変わり目に児童の支援情報が途切れることなく引き継がれ、関係機関が情報を共有し連携を図ることにより、要配慮児童と保護者が適切で継続した支援を受けられることを目的に保護者の希望により作成します。	こども家庭センター	(再掲) 【配布数】 R4: 35冊 R5: 44冊 R6: 43冊 令和3年3月に配布を開始し、令和6年8月に内容を一部改正した。教育・発達総合相談の利用者を中心に配布し、利用を促めている。	未就学児へ配布の割合が多く、子育てサポートファイルを長く活用してもらうことができている。	子育てサポートファイルが市民にどの程度活用されているかが不明な状況である。また、相談場面で活用されることが少なく、市民だけでなく関係機関の支援者にも利用方法の丁寧な周知が必要である。	市内の児童発達支援センター(民設民営)とは、様々な事業を通じて連携・協働すること、地域の発達支援に寄与することができている。	A	・令和6年度は顔の見える関係作りとして、多くの関係者が集まり会議を実施した。令和7年度は、今後の会議の進め方について立ち回り検討している。その中で、センターの役割が関係機関に周知されていないことが分かり、センターの周知を目標に進めている。 ・事業所との顔の見える関係作りを進め、児童発達支援を希望する方について事業所を越えて利用の調整を行った。センター主催の研修に他の事業所職員が参加するなど、ネットワークは広がっている。 ・育てにくい子を抱えている保護者の中には、子どもの状態に気が付かないケース、保護者の考えで支援に繋がらないケースが多く、支援に困ることがある。このような課題が多く検討をしてほしい。 ・会議の参加者は、例えば園長など機関のトップの方が多いとことだが、実際に子どもに携わるのは担任の為、現場の方が援助されるよう、現場に伝わるシステムが必要である。		
	(仮称)地域連携会議への支援	児童発達支援センターを中心として、保健、医療、福祉、教育、就労などの関係機関がその役割や活動内容について相互に理解し、情報の共有を会議の開催について支援します。	こども家庭センター	令和6年度より児童発達支援センターが主催し、児童発達支援が事務局として支援する体制で、「子ども発達地域連携会議」を年4回開催。市内の発達支援に携わる関係機関が相互に役割を理解し、顔の見える関係作りと情報共有、研修会等を実施した。	会議を通じ、未就学児から就学前後の児童を支援する関係機関が、役割や活動内容を相互に理解し、情報共有を図ることができている。	今後、地域課題や関係機関相互の連携を検討するにあたり、児童発達支援センターと更なる連携を強化する必要がある。	児童発達支援センターが地域の中核的な支援機関として機能するよう、市としても「子ども発達地域連携会議」等を通じて支援している。			B	
個別支援会議の開催	個別支援会議の開催	関係機関が必要に応じて、保護者の同意のもと開催し、要配慮児童への適切な支援に向けた検討を行います。	障害福祉課	要配慮児童という範囲で会議を主催した件数、参加した件数について、集計をしていない。	記載なし	記載なし		C	・小学校では関係者会議をよく行う。家庭環境の問題で児童相談所や子ども家庭支援係が要配慮児童対策地域協議会の中で会議を調整しており、発達のみで会議を行ったことは記憶に無い。 ・民生委員も要配慮児童については守秘義務がある。 ・子どもの発達に課題を抱えている家庭は、例えば母親が精神的疾患を患っている事も多く、保護者の同意をなかなか得られず活動が困難になることが多い。携わる方が少しでも動きやすくなることと良い。 ・要配慮の要素ができれば要対協の中で支援を行う。同意を取る事が難しく、緊急を要すると判断したケースは、早急に子ども家庭支援係と連携する。 ・保護者抜きに支援は成り立たないと現場は感じている。同意の下で支援が始まると、その後の支援もうまくいくことが多い。 ・まずは同意を取る方法を考える必要がある。 ・発達だけが課題というケースについても、会議とまではいかずとも、保護者に同意を得て情報連携や共有を密に行う必要はある。 ・次期計画では、保護者の同意や情報連携・会議の在り方について検討していただきたい。		
			こども家庭センター	【母子保健係】 保護者の同意のもと行う個別支援会議は実施していない。 【子ども家庭支援係】 昭島市要配慮児童対策地域協議会に基づき、個別ケース検討会議を開催し、関係機関と情報共有、今後の支援方針等について協議している。	【子ども家庭支援係】 関係機関が相互に情報共有を行うことで要配慮児童等に必要な支援内容、今後の課題などを整理することができた。 【児童発達支援係】 個別支援会議を実施することで情報共有が図られ、支援の方向性と各機関の役割を確認することができた。また、機関相互の顔つなぎ、ネットワークの構築を図ることができた。	【子ども家庭支援係】 関係機関が相互に情報共有を行うことで要配慮児童等に必要な支援内容、今後の課題などを整理することができた。 【子ども家庭支援係】 関係機関が相互に情報共有を行うことで要配慮児童等に必要な支援内容、今後の課題などを整理することができた。	【子ども家庭支援係】 関係機関が相互に情報共有を行うことで要配慮児童等に必要な支援内容、今後の課題などを整理することができた。 【子ども家庭支援係】 関係機関が相互に情報共有を行うことで要配慮児童等に必要な支援内容、今後の課題などを整理することができた。			【子ども家庭支援係】 関係機関が相互に情報共有を行うことで要配慮児童等に必要な支援内容、今後の課題などを整理することができた。 【子ども家庭支援係】 関係機関が相互に情報共有を行うことで要配慮児童等に必要な支援内容、今後の課題などを整理することができた。	【子ども家庭支援係】 関係機関が相互に情報共有を行うことで要配慮児童等に必要な支援内容、今後の課題などを整理することができた。 【子ども家庭支援係】 関係機関が相互に情報共有を行うことで要配慮児童等に必要な支援内容、今後の課題などを整理することができた。
			子ども育成支援課	複数の関係機関が関わるご家庭について、関係機関が同じ支援方針のもと子どもの成長発達をサポートできるように、適宜開催をした。	子どもの見立てや保護者対応について、協議することで適切な対応を図ることができた。	今後も引き続き、適宜関係者会議等を開催し、子どもにとってより良い環境整備を図る。					
			指導課	【受付相談件数】 R4: 162件 R5: 170件 R6: 192件 相談は順次受け付けているが、6月に実施している「昭島市の就学相談説明会」の第2部としても、保護者からの個別相談を受け付けている。	相談を行った保護者については、市の特別支援を理解する一助となった。	未行相談が困難な保護者に対し、ICTを活用した相談体制を推進していく。					
社会的・職業的自立の促進	子育てサポートファイルの推進(再掲)	要配慮児童の発達の様子やこれまで受けてきた支援の情報を記録し、ライフステージの変わり目に児童の支援情報が途切れることなく引き継がれ、関係機関が情報を共有し連携を図ることにより、要配慮児童と保護者が適切で継続した支援を受けられることを目的に保護者の希望により作成します。	こども家庭センター	(再掲) 【配布数】 R4: 35冊 R5: 44冊 R6: 43冊 令和3年3月に配布を開始し、令和6年8月に内容を一部改正した。教育・発達総合相談の利用者を中心に配布し、利用を促めている。	未就学児へ配布の割合が多く、子育てサポートファイルを長く活用してもらうことができている。	子育てサポートファイルが市民にどの程度活用されているかが不明な状況である。また、相談場面で活用されることが少なく、市民だけでなく関係機関の支援者にも利用方法の丁寧な周知が必要である。	ひきこもり相談件数のうち、18歳未満の相談は、令和4年度～6年度で各1名ずつ(実数)となっている。年齢の割合は16～18歳で、高校生相当の年齢の児童となっている。 ・発達に何らかの課題を抱えた児童、子どもの養育に困難を抱える家庭からの相談が多い。	A	・ひきこもりは福祉総務課が窓口だが、支援を進めていく中で教育機関や成人保健、生活保護や障害福祉、介護等、多くの関係機関と連携を図っている。 ・18歳未満が少ないのは、ひきこもりではなく不登校と判断されている部分もあるかもしれない。実際、教育委員会では高校生の不登校の相談も受けており、中にはひきこもりの生徒もいるかもしれない。 ・市の大人の発達障害支援に関わっている。大人になってひきこもっている方の過去を辿ると、ベースに発達障害があり、不登校等を経験し、幼い時からうまく支援されなかった人が多い。現在30歳代の方が過渡期で、時代的な背景もある。最近はやや早い時期から支援されるようになった。発達の経過を見ていの方達が、いかに拾い上げることができるかが重要である。 ・ひきこもりの若い層もいるだろう。教育との連携について、もう少しアプローチを期待したい。		
	ひきこもりなどに関する支援	ひきこもりなどで悩んでいる当事者の方や家族のほか、関係機関などからも相談を受け付け、当事者の状態・状況や家族の状況を踏まえ、当事者のニーズに基づいた支援方法を検討します。当事者の心情に寄り添う中で、相談された方と一緒に考えるとともに、「東京都ひきこもりサポートネット」*とも連携し、社会参加などに向けた支援に努めます。	福祉総務課	【ひきこもり相談件数(延べ)】 R4 75件 R5 47件 R6 105件 令和5年12月12日に東京ひきこもりサポートネットの事業である巡回相談会(ひきこもり相談会)を本市で開催した。	ひきこもりに関する相談を福祉総務課に集中する等の取組により、本市における課題やニーズ等を一定程度把握することができた。関係機関との連携事業等を実施して、幅広い支援を行う事ができた。	東京サポートネットや市内の関係機関等との連携を図り、広くひきこもり支援を実施する体制を形成して、当事者や家族に寄り添いつつ社会参加などに向けた支援に努める。	B				

昭島市児童発達支援計画進行管理報告書

基本理念	要配慮児童が地域の一人として自立することを支援する
------	---------------------------

基本目標		(3) 関係機関との連携体制の構築							
基本的な取組	事業	内容	関係課	令和4～6年度の実績	取組の効果	今後の方針・課題等	庁内委員コメント	委員会の評価	推進委員会の意見
就労に向けての連携	障害者就労支援事業	障害のある方の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して継続的に働き続けられるようにするために、関係機関との連携を図り、就労面と生活面の一体的支援を提供する障害者就労支援事業を継続して実施します。	障害福祉課	【障害者就労支援事業（延べ利用人数）】 R4 6,391人 R5 9,350人 R6 20,120人	新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が収まり、延べ利用者数は増加をたどっており、就労支援事業としての効果が認められる。	引き続き、障害者雇用促進法における障害者雇用率を踏まえ、企業や労働行政機関と連携した、就労支援の充実が求められることから、就労支援事業の強化を図る。		B	・特別支援学級の保護者は、小学校の段階から就労に関する不安が大きい。どのような道があるのか、それによって中学もそのまま特別支援学級へ行っているか悩まれている。就労に関しては小学校の段階から保護者への説明や啓発、周知や理解が大事。 ・小学校の特別支援教育の教員も、就労支援については興味を持っており知りたいところ。学校卒業後のことをイメージできると、教えることも変わってくるだろう。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する障害のある方に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。	障害福祉課	【利用人数等（1月あたり）】 R4 29人 452日 R5 25人 419日 R6 26人 407日	利用人数、利用日数ともに微減しており、更なる利用の促進が必要である。	就労移行支援事業を通じて一般就労をする人が増えるよう、更なる利用の促進が必要である。現在、市内には就労支援事業を行う事業所がないため、誘致等を行っていく。	・障害福祉サービスの対象が18歳以上を想定している為、原則18歳未満は利用できない。報告した実績も成人の実績に当たる。 ・18歳未満では、特別支援学校等を通じて、高校2～3年生が相談に来所する場面がある。就労移行支援等を利用する場合、児童相談所に障害福祉サービスの利用について書面で照会をかけている。	B	・就労継続支援や移行支援などの事業所に行く機会は少なく、事業を知る機会があまりない。 ・子ども発達地域連携会議の場などを活用できると良いかもしれない。
	就労継続支援（A型・雇用型）	一般企業などへの就労が困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づき、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。	障害福祉課	【利用人数等（1月あたり）】 R4 15人 291日 R5 17人 316日 R6 18人 324日	利用人数、利用日数ともに増加しており、更なる利用の促進が必要である。	現在、市内には就労継続支援A型を行う事業所がないため、誘致等を行っていく。	・新型コロナウイルスが終息して以降、各障害福祉サービスの利用者は全体的に増加傾向がみられる。 ・令和7年10月より就労選択支援を開始予定。高校2～3年生が使う可能性のある事業となっている。	B	・連携会議の中で、年齢の小さい児童の部門と、これから社会に出る児童の部門に分けて会議を実施することも一つの手。結果的に両者はつながっていくだろう。
	就労継続支援（B型・非雇用型）	一般企業などへの就労が困難な障害のある方に対して、継続的な生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上や維持のために必要な訓練などの支援を行います。	障害福祉課	【利用人数等（1月あたり）】 R4 328人 4,937日 R5 344人 5,159日 R6 342人 5,099日	利用人数、利用日数ともに増加傾向にあり、今後も利用増加が見込まれる。	引き続き、就労継続支援B型事業所の新規開設に向けた相談を行い、継続的な生産活動などの機会を提供できるように努める。	・中学校卒業で就労する児童は極わずかである。一般就労はほぼなく、家庭の自営業を継ぐ方か家事手伝いが多い。	B	・本計画の対象児童に対して、就労の情報提供に関しては、今後積極的に取り組んでいただきたい。
	就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て、一般就労に移行した方が、就労環境などの変化により生活リズムの調整や家計の管理などに問題が生じた際に、必要な連絡調整や指導、助言などを行います。	障害福祉課	【利用人数等（1月あたり）】 R4 10人 10日 R5 11人 13日 R6 10人 11日	利用人数、利用日数ともに変化が少なく、更なる利用の促進が必要である。	現在、市内には就労定着支援を行う事業所がないため、誘致等を行っていく。		B	

昭島市児童発達支援計画進行管理報告書

基本理念	要配慮児童が地域の一人として自立することを支援する
------	---------------------------

基本目標 (4) 保護者への支援体制の整備と充実

基本的な取組	事業	内容	関係課	令和4～6年度の実績	取組の効果	今後の方針・課題等	庁内委員コメント	委員会の評価	推進委員会の意見
相談体制の充実と支援の周知	教育・発達総合相談	特別な配慮が必要と思われる児童に関する保護者からの相談、関係機関からの相談・支援を行うため、教育部門と福祉部門が一体となった相談窓口を設置し、0歳から義務教育修了後18歳までの適切で継続した相談・支援を行います。	こども家庭センター 指導課	【新規相談件数等】 R4 新規相談件数：129件 延べ相談件数：1278件 R5 新規相談件数：129件 延べ相談件数：1345件 R6 新規相談件数：139件 延べ相談件数：1676件 令和2年度に相談窓口を開設以降、新規相談件数・延べ相談件数ともに年々増加。児童が所属する教育・保育施設や母子保健からの紹介等で相談につながるケースが多い。令和6年度より、児童発達支援相談員を1名増員し対応している。	相談窓口が周知され発達相談につながることで、必要な支援を早期から開始することができている。また、早期から療育機関や医療機関等の支援体制を整えることで、就学相談にスムーズにつながる事ができている。	発達相談の件数は年々増加しているため、相談員の体制を確保する必要がある。また、支援が複雑困難化するケースの対応について、スーパービジョンの機会を捉えケース検討を実施していく。	・令和2年度より開始した教育・発達総合相談のうち、発達相談の利用者は年々増加しており、相談窓口が市民や関係機関に周知されてきている。 ・発達相談や就学相談、就学支援シート、就学時健診等により、学校側が児童の小学校就学前にある程度把握し、事前に対応を検討することができるようになってきた。 ・東京都によると、昭島市は小学校1年生の4月から特別支援教育を受ける児童の割合が多い。	A	・福祉と教育が連携していることはとても良い取組と思う。相談件数は増えてはきているが、相談に来ない方の方が問題は大きくなりやすい。 ・令和7年3月に母子保健係が移転となった。元々母子保健係とは密に連携をしていた。場所や組織が一緒になった事で別々にやっていた事業を融合するなどして、すぐに相談ができる体制となった。 ・例えば、親子発達支援事業は今年度から母子保健と児童発達支援の2係で実施している。どちらの係に相談が入っても、すぐに親子発達支援事業につなげることができるようになった。同じく、発達健診も2係での実施を開始し、利用がスムーズとなった。 ・児童発達支援センターも同敷地内にあり連携が図りやすい。
	子育てサポートファイルの推進(再掲)	要配慮児童の発達の様子やこれまで受けてきた支援の情報を記録し、ライフステージの変わり目に児童の支援情報が途切れることなく引き継がれ、関係機関が情報を共有し連携を図ることができるファイルを利用することにより、保護者が児童の様子を何度も説明することによる負担を軽減させます。	こども家庭センター 指導課	(再掲) 【配布数】 R4：35冊 R5：44冊 R6：43冊 令和3年3月に配布を開始し、令和6年8月に内容を一部改正した。教育・発達総合相談の利用者を中心に配布し、利用を促している。	未就学児へ配布する割合が多く、子育てサポートファイルを長く活用してもらっている。	子育てサポートファイルが市民にどの程度活用されているかが不明な状況である。また、相談場面で活用されることが少なく、市民だけでなく関係機関の支援者にも利用方法の丁寧な周知が必要である。	・発達相談や就学相談、就学支援シート、就学時健診等により、学校側が児童の小学校就学前にある程度把握し、事前に対応を検討することができるようになってきた。 ・東京都によると、昭島市は小学校1年生の4月から特別支援教育を受ける児童の割合が多い。 ・近隣の医療機関や市内の障害児通所支援事業所の逼迫により、医療機関受診や受給者証取得により一層時間を要する状況となっている。	A	・就学支援シートについて、最近は一生涯懸命書いてくれる保護者も増えてきた。学校側からのフィードバックは気になるところ。 ・教員は入学前にお子さんの就学支援シートを確認している。フィードバックを強化し、小学校側が幼稚園・保育園とより連携を図らなくてはならない。 ・要配慮児童一時預かり事業は、登録者数と延べ利用者数が年々減っている。センターを利用する児童のうち、保育園と併用して通う子の割合が増加したということが背景にある。医療的ケア児の受け入れについては、令和7年度より利用時間内に医療行為がない児童は受け入れられている。医療行為を実施するには看護師が必要。ニーズとしては今後出てくる可能性はある。
	就学支援シートの充実	教育・保育施設での幼児の様子や進めてきた指導などについて小学校に引き継ぎ、就学に伴う保護者の不安の軽減及び円滑な支援体制の構築ができるよう、就学支援シートの活用を充実します。	指導課	1学期中に、幼稚園保育所の先生方が小学校の授業を参観する機会を設定した。その際に、就学支援シートを元にした教職員同士の交流等を行い、児童の成長を確認し、課題を明確にし今後の取組目標設定に活かした。	進学に向けて、慣れた環境で準備をすることができ、その準備が新学期の学校生活の不安解消につながっている。	グループごとに交流した内容を全体で共有する場を複数回設定し、円滑な引き継ぎの一助とする。	グループごとに交流した内容を全体で共有する場を複数回設定し、円滑な引き継ぎの一助とする。	B	・保護者のレスパイトを主な目的とする一時預かり事業の需要が高い。様々な事業を組み合わせて子どもを預けたいと考える方はいらる。 ・児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者は右肩上がり、以前は放課後等デイサービスが急激に増えた時期があったが、最近では児童発達支援が増えている。療育の低年齢化、早い段階から子どもに療育を考える保護者が増えている。
	要配慮児童一時預かり事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが困難となった要配慮児童を一時的に預かることで、要配慮児童及びその保護者の福祉の向上に努めます。	こども家庭センター	【登録者数等】 R4 登録者数：19人 延べ利用者数：207人 R5 登録者数：20人 延べ利用者数：153人 R6 登録者数：19人 延べ利用者数：73人 委託先の児童発達支援センターにて、要配慮児童の一時預かりを実施している。令和6年2月より対象児童を拡大し、通所受給者証の取得見込のある方や、緊急で保護者のレスパイトを要する方の受け入れを開始した。延べ利用者数は年々減少しており、委託事業者の施設利用数の減少に影響しているものと考えられる。	通所受給者証の取得には時間を要することが多いため、対象児童の見直しを行ったことで、本事業の利用を必要とする方が早期に利用することが可能となった。	延べ利用者数が減少傾向にあることから、事業の周知と利用の促しを行う必要がある。また、児童発達支援センターにおいて医療的ケア児の部分的な受け入れが開始されていることから、本事業においても対象児童の見直しを行っていく。	・保護者のレスパイトを主な目的とする一時預かり事業の需要が高い。様々な事業を組み合わせて子どもを預けたいと考える方はいらる。 ・児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者は右肩上がり、以前は放課後等デイサービスが急激に増えた時期があったが、最近では児童発達支援が増えている。療育の低年齢化、早い段階から子どもに療育を考える保護者が増えている。	B	・親子発達支援事業について、療育機関は市内でそう多くはなく、週1回通えば良いといった現状なので、この事業に力を入れて欲しい。普通の子育てでも大変だが、課題を抱えた子どもの教育は一層大変。声かけ一つでなんにも子どもが変わるということを保護者の方に知ってもらいたい。療育に早くつながって欲しい。 ・障害児通所支援事業については、医療的ケア児をみることでできる事業が市内に少なく課題と感じる。 ・医療的ケア児の受け入れ先は、どの市も足りていない。週5日利用することは難しく、何か所か掛け持ちで通っている。メリット・デメリットがあり、異なる事業所を利用することで支援の幅が広がることもあれば、なかなか馴染めない子もいる。
	親子発達支援事業	小集団の児童とその保護者での活動や遊びを通し、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる児童の心身の発達を促すとともに、その保護者が児童の発達の状態や障害特性に早期に気づき、児童の成長発達を促す関わり方や環境の配慮を学ぶことにより、児童を適切な療育・支援につなげます。	こども家庭センター	【登録者数等】 R4 登録者数：60人 延べ利用者数：410人 R5 登録者数：84人 延べ利用者数：603人 R6 登録者数：72人 延べ利用者数：456人 教育・発達総合相談において発達相談を利用している児童に対し、小集団での親子教室への参加が適していると認める児童について本事業を紹介している。5グループを、児童の年齢や発達特性に併せて紹介している。	民間の療育機関につながるまでに本事業を利用することで、早期支援を開始することができている。また、親子教室での様子をアセスメントする中で、支援の方向性を保護者と共有することができている。	令和7年度より、1歳6か月児健康診査のフォロー事業として新たに1グループを追加し、早期の支援と保護者の理解の促しを図っていく。	令和7年度より、1歳6か月児健康診査のフォロー事業として新たに1グループを追加し、早期の支援と保護者の理解の促しを図っていく。	A	・今現在、市で実施されている保育所等訪問支援は全て他市の事業所から来ている。 ・保育所等訪問支援は、保護者が福祉の窓口申請をし、事業所の支援者が学校などの子どもの所属先を訪れるという支援の仕組みだが、小学校の教員が全く分かっていない分野。受け入れてみて、その支援の有用性を理解できた。複数の大人が教室に入って子ども達が落ち着いて勉強できるかなど、課題はある。学校教育と福祉分野は別々の世界と感じることがある。お互いに理解し、受け入れていかなくてはならない。
	児童発達支援	就学前の障害のある児童を対象に、施設に通所し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応のための訓練などを行います。	障害福祉課	【利用人数等(1月あたり)】 R4 78人 704日 R5 93人 743日 R6 106人 784日	利用人数、利用日数ともに増加しており、更なる利用の促進が必要である。	必要とするサービス提供時間数の確保を図るとともに、東京都と連携を図る中で、質の高いサービス提供を行う事業所の確保に努める。	必要とするサービス提供時間数の確保を図るとともに、東京都と連携を図る中で、質の高いサービス提供を行う事業所の確保に努める。	A	・保育所等訪問支援は、保護者が福祉の窓口申請をし、事業所の支援者が学校などの子どもの所属先を訪れるという支援の仕組みだが、小学校の教員が全く分かっていない分野。受け入れてみて、その支援の有用性を理解できた。複数の大人が教室に入って子ども達が落ち着いて勉強できるかなど、課題はある。学校教育と福祉分野は別々の世界と感じることがある。お互いに理解し、受け入れていかなくてはならない。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害のある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを行います。	障害福祉課	【利用人数等(1月あたり)】 R4 277人 3,422日 R5 308人 3,681日 R6 337人 3,839日	利用人数、利用日数ともに増加しており、更なる利用の促進が必要である。	必要とするサービス提供時間数の確保を図るとともに、東京都と連携を図る中で、質の高いサービス提供を行う事業所の確保に努める。	必要とするサービス提供時間数の確保を図るとともに、東京都と連携を図る中で、質の高いサービス提供を行う事業所の確保に努める。	A	・保育所等訪問支援は、保護者が福祉の窓口申請をし、事業所の支援者が学校などの子どもの所属先を訪れるという支援の仕組みだが、小学校の教員が全く分かっていない分野。受け入れてみて、その支援の有用性を理解できた。複数の大人が教室に入って子ども達が落ち着いて勉強できるかなど、課題はある。学校教育と福祉分野は別々の世界と感じることがある。お互いに理解し、受け入れていかなくてはならない。

昭島市児童発達支援計画進行管理報告書

基本理念	要配慮児童が地域の一員として自立することを支援する
------	---------------------------

(4) 保護者への支援体制の整備と充実									
基本的な取組	事業	内容	関係課	令和4～6年度の実績	取組の効果	今後の方針・課題等	庁内委員コメント	委員会の評価	推進委員会の意見
保護者相互の交流の促進	サロンの開催	発達について特別な配慮が必要と思われる児童の保護者同士が、不安や悩みを分かち合い、交流をすることで児童の特性や成長について前向きに捉えることができるような集いの場を提供します。	こども家庭センター	<p>【参加者数】</p> <p>R4：31人（令和4年12月より開始） R5：68人 R6：69人</p> <p>令和4年12月より要配慮児童サロン事業「発達が気になる子どもと保護者のためにじいろサロン」を開始。親子発達支援事業や発達相談の利用者・元利用者の参加が多く、保護者同士で気軽に交流を行うことができる。</p>	チラシや広報、ホームページを見て参加される方もおり、サロンの参加がきっかけとなって発達相談の申込に至ったケースもある。	参加人数が少なく保護者同士の交流に発展しない回があることから、参加人数増加のため事業の周知を強化していく。	<p>・要配慮児童サロン事業は、本計画を基に令和4年12月より開始した事業。発達相談や関連事業を利用しているケースの保護者同士の交流の場として機能している。</p> <p>・参加者数が少なく交流に至らない会もあり、集客に課題がある。子育て世帯に浸透しているツール（きらりやLINE等）を積極的に活用する必要がある。</p> <p>・保護者主体の市民団体（特定の疾患や不登校等の親の会）も複数把握している。保護者同士のつながりは、情報の共有が早く不安や悩みの分かち合いにもなる。そのような市民団体とも連携を図ることはできないか検討する必要がある。</p>	B	<p>・保護者の交流はとても大事。市民団体のサロンはずっと続くものは少ない。例えば、主催者のお子さんが学校を卒業すると、そのサロンは閉じてしまう。高齢者のサロンと違い、寿命が短い。その代わり、次々と湧いてくるという特徴がある。市民団体主催のサロンを見つける事は困難。</p> <p>・PTAも無くなりつつある。ママ友のLINEグループみたいなものになりつつあるが、それも今は希薄。昔、YouTubeやネットで情報を得ている。</p> <p>・サロンであれば、社会福祉協議会の活動で立ち上がった団体もあるかもしれない。保護者の口コミが一番強い。市民団体と言うよりは、常にサロンが開かれている状態を作り、参加者が入れ替わってもサロンが継続される体制が望ましく、その点でこの事業は有効だろう。</p> <p>・困っている人、利用者は少なれば少ない方がいい事業。数では判断できないため無理に参加者を増やす必要はない。そういった課題を担うのは、公の機関の役目。</p> <p>・名称について、「発達が気になる」という言葉が気になる。これを見た保護者は遠慮されるのではないかな。もう少し来やすい雰囲気になる言葉が望ましい。事業の目標はこれで良いと思う。最初の一歩を親御さんが踏み出せるようなものと良い。</p>

昭島市児童発達支援計画進行管理報告書

基本理念		要配慮児童が地域の一人として自立することを支援する								
(5) 要配慮児童を取り巻く環境の整備										
基本理念	基本目標									
基本的な取組	事業	内容	関係課	令和4～6年度の実績	取組の効果	今後の方針・課題等	庁内委員コメント	委員会の評価	推進委員会の意見	
理解・啓発	特別支援教育・児童の発達支援に関する講演会	児童の発達支援に関する様々な知識や情報を講演会を通じて市民に啓発します。	こども家庭センター	年に2回、大学教授等による児童の発達支援に関する講演会を開催。2回のうち1回は特別支援教育係と共催で開催しており、より多くの方が参加できるように、会場参加に加えオンラインで視聴できるように実施している。	毎回、多くの市民や支援者の申込みがあり、講演会後のアンケートも好評である。	多くの市民に興味・関心を持ってもらうため、市民のニーズを考慮しつつ、引き続き講演会のテーマや内容、開催方法等を検討していく。	・講演会については、こども家庭センターが年1回、指導課が年2回、共催で年1回実施していることから、年4回ほど発達関連の講演会を定期的に実施している。 ・毎回多くの方に参加していただいている。定員が埋まる回もある。 ・平日や土曜日、日中や夜間帯、オンライン視聴等、開催方法にもバリエーションをもたせている。参加者には市民の方だけでなく、地域の支援者も多い。	B	・講師の許可も必要だが、期間限定でアーク配信してもらいたい。時間が限定されると仕事等で見られない事もある。 ・配信について、自分は参加者とのやりとりやワークが好きなので、参加者が映ってしまう問題がクリアできれば良いと思う。より多くの人が参加できるための工夫を検討していただきたい。	
	発達障害などに関する啓発事業(再掲)	動画配信、パンフレット、広報、SNSなど様々な媒体を通じ、発達障害などに関する知識を広めます。	こども家庭センター	(再掲) 令和5年度より毎年4/2の世界自閉症啓発デー、4/2～4/8の発達障害啓発週間に合わせて、アキシマエンスにてパネル展やアキシマジラブルーライトアップ等を実施し、発達障害に関する啓発を推進している。また、教育・発達総合相談を紹介する動画を配信する等、発達支援に関する事業について広報やSNS等で広く周知を図った。	様々な機会を捉え啓発活動を行うことで、相談窓口が市民に徐々に周知されており、発達相談の相談件数は年々増加している。	引き続き、児童の発達支援に関心の低い層への理解を促すため、様々な媒体を通じて啓発活動を実施していく。				B
人材育成	障害児通所支援事業所との情報共有体制の構築	児童発達支援センターが中核となり、研修などを通じて児童の発達支援に関すること及び市の事業や連携体制について、障害児通所支援事業所へ周知・啓発を実施します。	こども家庭センター	令和5年度より児童発達支援センターが主催となり、地域の障害児通所支援事業所向けに研修会を企画し、児童発達支援係が支援する体制で開催している。令和6年度より、「子ども発達地域連携会議」の中で研修会を実施し、その中で市の事業や連携体制について周知・啓発を行っている。	児童発達支援センターが地域の中核的な支援施設として、研修会を通じて各事業所との連携を深めることができている。	今度も障害児通所支援事業所との情報共有や連携を図ることのできる機会として、児童発達支援センターと協働し研修会を企画していく。	・特別な配慮を必要とする児童が年々増えている中、支援者側も児童への接し方や保護者の対応に困り感を抱えるケースが増加している。 ・児童の発達を支援する地域の支援者に対して、各機関が支援者支援と人材育成に取り組んでいる。 ・保育従事者に対しては、市内事業所や園長会と協賛し研修の機会を設けている。また、心理士が施設を巡回し、助言・指導を行っている。 ・教員に対しては、大学教授等を招聘した研修会を実施している。 ・市内障害児通所事業所に対して、児童発達支援センターと協働で研修会を開催している。 ・庁内相談員に対しても、大学教授等によるスーパービジョンを実施し、相談員の育成を図っている。	A	・障害児通所事業所との連携や研修については、令和6年度より「子ども発達地域連携会議」の中で実施している。令和6年度は年1回、令和5年度は対象者を分けて年2回実施した。 ・保育園長会で実施する研修の機会も多い。配慮が必要な児童の研修は毎年行っている。最近、配慮が必要な子どもたちの捉え方が変わってきていると感じる。以前はグレーゾーンという言葉がされていたが、今は「にじむる」というように、個性や良さを認めてその子の肯定感を高めていく方向に変わっている。研修は良い機会になっている。実際、会場に保育士を4～5人出す事は嬉しい。もっとワークをする研修会があると良い。 ・スーパービジョンを年10回実施していることは素晴らしい。 ・学校現場では年3回、大学の先生に授業を見てもらいご指導いただくことで、教員の指導力向上につながっている。各校毎年ではないが、毎年1枚ずつ順番に回ってらっている。	
	機関の職員に対する研修	要配慮児童の特性や支援方法に関する理解を深めるための研修を実施します。	子ども育成支援課	保育園長会と協賛し、「特別な配慮を必要とする子どもの保育所等での対応研修」を保育従事者を対象に研修を実施し、理解を深めることに務めた。	研修を実施したことで、発達に合わせた個別の対応を学ぶことができ、保育従事者の不安を解消するきっかけとなった。	今後も引き続き、研修等を通して理解が深められるように努めていく。				
	特別支援学級での研修	各学校でテーマを設定し、通常の学級における特別支援教育を推進するための具体的な手だてに係る研修を行います。また、知的固定学級部会と情緒障害学級部会ごとに、研究授業や協議会などを定期的に開催します。	指導課	令和4年度より、大学教授等によるスーパービジョンを年10回程度実施し、要配慮児童の特性や支援方法に関して、児童発達支援相談員に対する助言・指導を行っている。	各学校において、特別支援教育推進のための研修を実施した。また、授業力向上アドバイザー事業として、大学教授等を招聘した研修会を実施し、教職員の指導力向上を目指した。	特別支援教育推進のための取組が、教職員の指導力向上につながっている。				理解促進の継続と教職員の指導力向上を図る。
	巡回相談事業(再掲)	公認心理師・臨床心理士などが、児童の支援を実施する機関の相談を受け、その課題に即して、発達の観点からのアセスメントと、関わり方や環境設定について助言を行います。	こども家庭センター	(再掲) 【相談施設数等】 R4 延べ相談施設数：55件 相談件数：303件 R5 延べ相談施設数：57件 相談件数：240件 R6 延べ相談施設数：64件 相談件数：314件 教育・保育施設巡回相談事業は園からの希望を調査し、最大年3回実施しているが、利用する施設は年々増加傾向にある。	巡回相談を希望する教育・保育施設は増加しており、地域の支援者に対して発達支援に関する理解の促進と知識の普及を行うことができている。	施設により、実施回数や方法に差があるため、事業の目的を説明するとともに、施設のニーズに沿った巡回相談の方法を検討していく。				

昭島市児童発達支援計画推進委員会評価基準

評 価		評 価 の 目 安
A	継続 (見直しの 必要がない)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組の効果が十分、または、概ね十分である ・ 今後の方針について、特に見直す点がない ・ 課題を把握し、解決に向けての方針が明確である
B	一部見直し (一部、取組の強化や 方針を見直す 必要がある)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組の効果はみられたが、課題が残る ・ 一部の課題に対し、解決に向けて取組を強化する、または、方針の見直しや検討を行う必要がある
C	見直し (事業内容や 取組について 見直す必要がある)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組の効果が不十分である、または、課題が大きい ・ 取組が実施されていない(評価が困難である) ・ 事業内容から見直す必要がある

※ 令和4年度～令和6年度の3年間の取組や進捗状況について、昭島市児童発達支援計画推進委員会委員による評価を実施。

※ 評価は3段階に分類。

昭島市児童発達支援計画推進委員会要綱

(設置)

第1条 昭島市児童発達支援計画（以下「支援計画」という。）に係る施策を推進するため、昭島市児童発達支援計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 支援計画の推進及び効果検証並びに見直しに関すること
- (2) その他支援計画に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 2人以内
- (2) 関係機関を代表する者 5人以内
- (3) 公募による市民 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告を終了した時までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

(意見聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、児童発達支援担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から実施する。

【資料3】

昭島市児童発達支援計画推進委員会 委員名簿

令和7年10月1日

選出 区分	氏名	備考
学識経験 ある者	◎ 竹内 康二	明星大学心理学部心理学科教授
	○ 森本 弘子	昭島市公立小学校校長会（共成小学校）
関係機関を代表する者	熊谷 浩二	児童発達支援センター （子ども発達プラザ ホエール）施設長
	松本 智子	昭島市民生委員・児童委員協議会 主任児童委員
	石川 勇	昭島市私立幼稚園協会（昭島幼稚園）
	照田 英明	昭島市保育園長会長（あきみ保育園）
	石原 幾子	西多摩療育支援センター リハビリテーション科 作業療法士
市民	福森 由美	公募市民
	吉野 昌子	公募市民

◎は委員長、○は副委員長

昭島市児童発達支援計画推進委員会開催記録

回	日 程	会 議 内 容
第1回	令和7年 10月29日(水)	1 開会 2 委嘱状の交付 3 委員紹介 4 委員長・副委員長の選任 5 議題 (1)計画の概要と推進委員会の目的 (2)各事業における取組状況の評価 基本目標「早期の気づきと早期対応の充実」 「学齢期における支援の充実」 (3)その他 6 閉会
第2回	令和7年 12月17日(水)	1 開会 2 議題 (1)各事業における取組状況の評価 基本目標「関係機関との連携体制の構築」 「保護者への支援体制の整備と充実」 「要配慮児童を取り巻く環境の整備」 (2)児童発達支援計画進行管理報告書の校正に ついて (3)その他 3 閉会
第3回	令和8年 2月5日(木)	1 開会 2 議題 (1)児童発達支援計画進行管理報告書の校正に ついて (2)昭島市児童発達支援計画 中間報告書(案)に ついて (3)その他 3 閉会